

経済産業省

制定 20210301 財経第4号
令和3年3月3日
改正 20210315 財経第1号
令和3年3月17日
改正 20211210 財経第1号
令和3年12月16日

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領を次のとおり制定する。

令和3年12月16日

経済産業大臣 萩生田 光一

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領

(通則)

第1条 先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業に係る業務については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、先端低炭素設備導入促進補償制度推進費補助金（令和2年度第3次補正予算分）交付要綱（以下「交付要綱」という。）、先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業実施要領（以下「実施要領」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この事務取扱要領の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事務取扱要領は、経済産業大臣が定めた交付要綱第2条の目的の達成を図るため、交付要綱に基づき造成される基金を管理する一般社団法人低炭素投資促進機構（以下「GIO」という。）が、リース事業を営む事業者（リース業を営むため新たに設立された事業者を含む。以下、「リース事業者」という。）との間での、GIOが別に定める「先端低炭素設備導入支援契約書」（以下「先端低炭素設備導入支援契約」と

いう。)の締結に係る事務を行い、また当該契約に基づく損失補填(リース契約期間満了時において、リース事業者がリース対象物件を売却した際、見積残存価額(リース事業者がリース取引に係る契約締結時に設定した、リース期間満了時におけるリース対象物件の処分見込価額。消費税・地方消費税分を含まない。以下同じ。)を下回る金額でしか処分できなかった場合に、その下回った金額の一部を補填すること。以下同じ。)に係る事務を行う際の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この事務取扱要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「先端低炭素設備」とは以下の「先端」の定義を満たした「低炭素設備」のことを言う。
本事業における「先端」とは先端的な技術を活用し、将来におけるその価格の変動が著しく不確実なもの。
また本事業における「低炭素設備」とは、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第2条第3項に規定する「エネルギー環境適合製品」(「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」第2条第三項各号のエネルギー環境適合製品を定める告示)に掲げる製品)を対象とし、かつ前モデル、類似モデル又は代替モデルより資源生産性(エネルギー消費量あたりのサービス量)が1%以上改善していること又はCO2削減効果の観点でこれに準ずる効果がある製品若しくはその部品であるものとする。
- (2) 「残価保証」とは、リース期間満了時にリース対象物件の処分価額がリース取引に係る契約において定められている保証額に満たない場合に、その満たない部分の金額をそのリース取引に係る借入たる事業者がその借入たるリース事業者を支払うこととされている場合における保証額をいう。
- (3) 「計算利率」とは、リース料の総額(残価保証がある場合は、残価保証額を含む。以下同じ。)と見積残存価額(残価保証がある場合は、残価保証額を除く。)の合計額の現在価値が、当該リース物件の取得価額と等しくなるような利率をいう。
- (4) 「維持管理費用相当額」とは、リース対象物件の維持管理に伴う固定資産税、保険料等の諸費用をいう。
- (5) 「合理的な想定稼働量」とは、リース期間中において想定されるリース対象物件の稼働量(当該リース対象物件の稼働時間やその使用によって得られる生産量、生産された部素材を組み込んだ最終製品の販売に基づく売上等を含む。)であり、当該稼働量が、一定の根拠を持ち、かつ適切な社内承認を得た事業会社のリース対象物件の稼働計画に基づき、発生可能性の高いものとして算出されたものをいう。
- (6) 「経済的耐用年数」とは、物理的使用可能期間ではなく、経済的使用可能予測期間に見合った年数をいう。
- (7) 「リース契約」とは、次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。
 - イ 所有権がリース先に移転しないリース取引であること。

- ロ リース料が、以下のいずれかの種類に該当するものであること。
- ① リース料がリース期間を通じて一定のもの（1年間に1回以上の均等分割払いとなっているもの。以下、「固定型」という。）
 - ② リース料がリース対象物件の稼働量（当該リース対象物件の稼働時間及びその使用によって得られる生産量、生産された部素材を組み込んだ最終製品の販売に基づく売上等を含む。）により変動するものであって、当該稼働量につき、第4条に基づく先端低炭素設備導入支援契約の締結の申込の時点で、合理的な想定稼働量が示されているものであり、かつ、実際の稼働量が合理的な想定稼働量を上回り、当該稼働量及びその後の合理的な想定稼働量（実際の稼働量が合理的な想定稼働量を上回った時点で見直した新たな合理的な想定稼働量を含む）に基づく支払いリース料が当初設定していた合理的な想定稼働量に基づく支払いリース料に見積残存価額を加えた金額を超えることが確実となった場合には、リース料を変更するなどリース契約の内容を変更する旨の定めが置かれているもの（以下、「変動型」という。）
 - ③ 固定型と変動型を組み合わせたもの（以下、「ハイブリッド型」という。）
- ハ リース料の総額が300万円超であること。なお、変動型におけるリース料の総額は、合理的な想定稼働量に単価を乗じることで算出するものとし、ハイブリッド型におけるリース料の総額は、リース料が固定されている部分の総額に合理的な想定稼働量に単価を乗じた金額を加えることで算出するものとする。
- ニ リース料の総額の現在価値（リース期間及び計算利率を用いて割り引いたもの。なお、現在価値の算定に際しては、リース料の総額から維持管理費用相当額を差し引くことができる。）が、リース対象物件の取得価額の90%未満となる契約であること。なお、変動型におけるリース料の総額は、合理的な想定稼働量に単価を乗じることで算出するものとし、ハイブリッド型におけるリース料の総額は、リース料が固定されている部分の総額に合理的な想定稼働量に単価を乗じた金額を加えることで算出するものとする。
- ホ 計算利率が不当に過大でないこと。
- ヘ リース期間が経済的耐用年数の75%未満であること、又は耐用年数省令で定める耐用年数（以下、「法定耐用年数」という。）の75%未満であり、かつ当該法定耐用年数と経済的耐用年数との間に著しい相違がある等の不合理と認められる事情がないこと。
- ト リース期間が、1年以上15年以内の契約であること。
- チ 日本円建ての契約であること。
- リ 先端低炭素設備（第3条第1号の定義に基づく設備）をリースにより導入するための契約（1つのリース契約で同種の先端低炭素設備を複数導入する場合を含む。）であること。
- ヌ 日本国外において先端低炭素設備を設置する契約でないこと。
- ル 中古品の先端低炭素設備をリースにより導入するための契約でないこと。ただし、事業者が先端低炭素設備を購入し、当該資産をリースにより賃借するためにリース

事業者に譲渡する場合において、事業者がリース事業者に代わり資産を購入することに次に掲げるような相当な理由があり、かつ、当該資産につき、立替金、仮払金等の仮勘定で経理し、事業者の購入価額によりリース事業者に譲渡するものについては、この限りではない。

- ① 多種類の先端低炭素設備を導入する必要があるため、事業者において当該資産を購入した方が事務の効率化が図られること
- ② 輸入機器のように通関事務等に専門的知識が必要とされること
- ③ 既往の取引状況に照らし、事業者が先端低炭素設備を購入した方が安く購入できること

ヲ 第4条に基づく先端低炭素設備導入支援契約の締結の申込の時点で、リース対象物件の再リース、買取りによる継続利用の意思が明らかではないこと。

ワ 令和3年3月29日から令和4年3月31日までの期間にリース契約を締結し、かつ令和6年3月31日までにリースを開始すること。さらに分割検収によりリース開始日が複数存在する場合は、令和6年3月31日までに全てのリースを開始すること。

- (8) 「リース先」とは、リース事業者から物件をリースにより導入する民間事業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者を除く。
- (9) 「リース先の会計監査人」とは、リース先において、その会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の、当該監査を行う公認会計士又は監査法人をいう。

（先端低炭素設備導入支援契約の締結の申込）

第4条 GIOとの間で先端低炭素設備導入支援契約を締結しようとするリース事業者（以下、「申込者」という。）は、様式第1による先端低炭素設備導入支援契約締結申込書、様式第2による先端低炭素設備導入計画書、様式第3によるリース契約概要書及び次の各号に掲げる書面をGIOに提出しなければならない。

- (1) リース契約書案
- (2) リース対象物件の取得見込額が確認できる書類
- (3) リース対象設備が第3条第1号の定義される性能を満たしていることが説明できる書類
- (4) リース対象物件の取得見込額について疑義が発生した場合にGIOが求める場合に限り、標準的な価額（例えば、リース対象物件が製造機器メーカー等の最新のカatalogに掲載されているもの又はそれをベースにカスタマイズしたものである場合には、当該Catalogに掲載されている類似製品の価額、こうしたCatalogに掲載されていないものである場合には、最新Catalogに類似製品があればその価額、類似製品がない場合には当該リース対象物件の1世代前のモデルの価額等。なお、類似製品も1世代前のモデルもないなど、比較の対象となる製品がない場合には、

製造機器メーカー等による価額の適切性を説明した資料で代替のこと。以下同じ。) などを確認できる書類

- 2 申込者は、リース先に対し、先端低炭素設備を共同してリースにより賃貸しようとする場合は、前項の先端低炭素設備導入支援契約の締結の申込を共同でしなければならない。
- 3 申込者は、リース先とのリース契約において、変動型又はハイブリッド型のリース料を採用する場合には、様式第4による稼働計画書をG I Oに提出しなければならない。
- 4 申込者は、申込みをしようとする先端低炭素設備導入支援契約の対象となるリース契約において導入しようとする先端低炭素設備が第3条第7号ル但書に該当する場合には、リース先の当該先端低炭素設備の購入価額及びリース事業者への当該先端低炭素設備の譲渡価額がわかる書類（見積書、注文書、売買契約書等のいずれか）をG I Oに提出しなければならない。
- 5 申込者は、申込をしようとする先端低炭素設備導入支援契約の対象となるリース契約において導入しようとする先端低炭素設備を割賦の方法（代金の全部又は一部について、目的物の引渡し後1年以上の期間にわたり、かつ、2回以上に分割して支払うことを条件とする方法。以下同じ。）により購入する場合には、第1項(2)に定めるリース対象物件の取得見込額は現金販売価格（商品である先端低炭素設備の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合の価格。以下同じ。）の見込額とし、当該見込額が確認できる書類を添付しなければならない。
- 6 G I Oは、リース対象物件の取得見込額が標準的な価額に比して著しく高額な場合には、経済産業省と協議の上、本条に基づく申込を受け付けないことができる。

（第三者委員会への諮問等）

第5条 G I Oは、第4条第1項又は第2項の規定による申込書の提出があった場合には、速やかに申込者が事業者との間で締結しようとするリース契約が第3条第7号で定める要件に適合するか否か、申込者又はリース先が別表1に掲げる不支給要件に該当しないと認められるか否か確認し、実施要領第3の5.（1）に定めるところにより、第4条で定める書類を添付の上、G I Oに設置された第三者委員会（以下「第三者委員会」という。）に諮らなければならない。

- 2 第三者委員会の開催・運営・管理等に関する事務は、G I Oが行うものとする。

（リース契約締結後の書類の提出）

第6条 先端低炭素設備導入支援契約を締結したリース事業者（以下「補償対象事業者」という。）が、リース先とリース契約を締結し、当該リース契約が開始された場合には、以下の各号に掲げる書類を添付の上、速やかにG I Oに通知（通知に際しては承諾番号を記載すること）するとともに、それまでの間に第4条第1項の規定に基づき既に提出した先端低炭素設備導入計画書及びリース契約概要書の記載内容に変更が生じた場合には、変更前の先端低炭素設備導入計画書及びリース契約概要書を添付の上、再度先端低炭素設備導入計画書及びリース契約概要書をG I Oに提出するものとする。

- (1) リース契約書
 - (2) 借受証
 - (3) リース対象物件の取得価額が確認できる書類（見積書、注文書、売買契約書等のいずれか）
- 2 リース先とのリース契約において、変動型又はハイブリッド型のリース料を採用した場合であって、前項のリース契約の開始までの間に第4条第3項の規定に基づき既に提出した稼働計画書の記載内容に変更が生じた場合には、再度稼働計画書をG I Oに提出するものとする。
- 3 先端低炭素設備導入支援契約を締結したリース事業者が、当該契約の対象となるリース契約において導入する先端低炭素設備を割賦の方法により購入した場合には、第1項(3)に定めるリース対象物件の取得価額は現金販売価格とし、当該価格が確認できる書類を添付しなければならない。
- 4 G I Oは、本条に掲げる書類を受領した場合には、速やかにその写し（ただし、様式第3の別添3を除く）をリース先に対して送付するものとする。

（リース契約を締結しなかった場合の取扱い）

第7条 補償対象事業者が、リース先とリース契約を締結しないこととなった場合には、速やかにその旨、G I Oに通知するものとする。

（リース契約締結後の第三者委員会への諮問）

第8条 G I Oは、第6条に基づく補償対象事業者からの通知を受けた場合には、補償対象事業者が締結したリース契約が第3条第7号で定める要件に適合するか否か、及び当該リース契約の対象物件が実施要領第3の5.（2）に基づく審査結果通知書の対象となるリース契約の対象物件と同質か否かを確認し、当該要件への適合性又はその同質性について疑義が生じた場合には、第6条で定める書類を添付の上、速やかに第三者委員会に諮るものとする。

（リース契約の変更）

第9条 補償対象事業者は、リース期間の途中で、リース先との間で、リース契約開始時までに設定していたリース期間、月額・年額リース料又は見積残存価額を変更する旨の合意をした場合には、様式第5によるリース契約変更報告書によりG I Oに通知するものとする。変動型又はハイブリッド型のリース料を採用している場合であって、リース契約開始時までに設定していた変動リース料の算式を変更する旨の合意をした場合又は第3条第7号ロ②に定める、実際の稼働量が合理的な想定稼働量を上回った場合のリース契約の変更の場合も同様とする。

- 2 第1項の規定にかかわらず、リース期間の途中で、当該リース契約の当事者の責めに帰さない事由によりリース契約の一部を解約したことに基づくリース契約の変更（月額・年額のリース料又は見積残存価額の変更）の場合には、様式第6によるリース契約

一部解約報告書に下記書類を添付の上、G I Oに通知するものとする。

- (1) 一部解約後に締結し直したリース契約書
- (2) 一部解約の対象となったリース対象物件の内容、取得時の価額及び見積残存価額がわかる資料
- (3) 残存するリース契約の対象物件の内容、取得時の価額及び見積残存価額がわかる資料

3 第1項、第2項の規定にかかわらず、リース期間の途中で、リース先が変更になったことに基づくリース契約の変更（ただし、月額・年額のリース料や見積残存価額、リース期間の条件を変更するものは除く）の場合には、様式第7によるリース契約当事者変更報告書に変更後のリース契約書を添付の上、G I Oに通知するものとする。

（対象設備の滅失等の場合）

第10条 リース期間の途中でのリース対象物件の滅失、補償対象事業者とリース先との間の解約合意、その他理由の如何に関わらずリース期間の途中でリース先が残りリース料、又はリース契約書所定の規定損害金、規定損失金、損害賠償金若しくは遅延損害金を補償対象事業者に一括支払ってリース契約を終了した場合には、補償対象事業者は、様式第8によるリース契約終了報告書によりG I Oに通知するものとする。

（リース先等の事故等の場合）

第11条 補償対象事業者は、以下に掲げる場合には、様式第9に基づく事故等通知書により、速やかにG I Oに通知するものとする。

- (1) 補償対象事業者又は補償対象事業者とリース契約を締結しているリース先に次のいずれかの事由が生じた場合
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立て
 - ロ 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て
 - ハ 破産法（平成16年法律第75号）第19条の規定による破産の申立て
 - ニ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
 - ホ 手形不渡又は手形交換所の取引停止処分
- (2) 補償対象事業者がリース契約の約定に基づいて、当該リース契約を締結しているリース先に次のいずれかの措置をとった場合
 - イ リース契約の解除
 - ロ リース料全額の期限の利益の喪失
 - ハ リース対象物件の引上げ（リース契約の継続を前提とした一時的な引上げを除き、リース物件の製造業者、販売業者による引上げを含む。）

(補償料)

第12条 補償対象事業者は、次条に定めるところにより、先端低炭素設備導入支援契約に係る補償料(延滞補償料を含む。以下「補償料」という。)を支払うものとする。

2 補償対象事業者は、次条に定める期限に遅れて補償料の全部又は一部をG I Oに支払ったときは、当該期限の翌日から補償対象事業者が支払いを行った日までの期間につき、当該期限に遅れて支払われた補償料の金額に対して、年5.0%の割合による延滞金をG I Oに支払わなければならない。

(補償料の徴収等の手続)

第13条 G I Oは、第6条第1項の規定に基づく通知を受領したときは、速やかに別表2に定める計算方法に基づき補償料の計算を行い、当該通知を受領した月の翌月10日(この日が営業日に当たらない場合は、翌営業日とする。)までに、様式第10による補償料決定通知書を補償対象事業者に送付するものとする。

2 補償対象事業者は、前項の通知を受領したときは、当該通知に記載されている補償料の金額を先端低炭素設備導入支援契約で指定するG I Oの口座にあてて、当該通知を受領した月の末日(この日が営業日に当たらない場合は、翌営業日とする。)までに送金するものとし、あわせて当該日までに様式第11による補償料送金通知書をG I Oに送付するものとする。

(補償料の返還の手続き)

第14条 G I Oは、第9条から第11条に基づく報告の後、先端低炭素設備導入支援契約を解約した場合、又は第9条第2項の規定に基づき補償対象事業者からリース契約の一部を解約した旨の連絡を受け、補償対象事業者から提出を受けた書類に不備等がなかった場合には、速やかに別表2に定める計算方法に基づき補償対象事業者に返還すべき補償料の計算を行い、返還すべき補償料の額を確定し、当該補償料の返還を行うものとする。

2 前項に基づく補償料のG I Oによる返還は、先端低炭素設備導入支援契約で指定する補償対象事業者の口座に対し、行うものとする。

(損失補填の対象)

第15条 先端低炭素設備導入支援契約に基づく損失補填は、先端低炭素設備導入支援契約の対象となったリース契約期間終了後の翌日から起算して2年以内かつ令和22年3月31日までにリース対象物件をリース先以外に売却した場合(その間にリース先又はリース先以外の事業者にリースした場合を除く)であって、当該売却価額が見積残存価額を下回った場合に行うものとする。ただし、変動型又はハイブリッド型の場合であって、実際の稼働量に基づき回収したリース料が当初の合理的な想定稼働量に基づくリース料を上回った場合には、当該上回った金額分(消費税・地方消費税分を除く。以下「変動リースに係る上振れ金額」という。)は損失補填の対象外とする。

2 リース対象物件の売却先は、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条

に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者であってはならない。

(リース対象物件の売却)

第16条 補償対象事業者がリース対象物件をリース先以外に売却するに際しては、補償対象事業者は、リース契約期間終了後の翌日から起算して2年以内かつ令和22年3月31日までに売却し、かつ、複数の事業者への売却を提案（補償対象事業者のホームページにおける売却提案を含む。）するものとする。

2 前項の売却の提案に際して、1事業者のみが買取りに応じた場合であって、当該価額が見積残存価額を下回る場合には、次条に定めるところにより、様式第12による1者買取報告書をG I Oに提出しなければならない。

(売却価額等の通知等)

第17条 補償対象事業者は、前条の規定に基づきリース対象物件を売却した場合には、様式第13による売却価額通知書に以下の書類を添付してG I Oに送付するものとする。

- (1) 売却日、売却価額が確認できる書類（見積書、売買契約書等のいずれか）
- (2) 複数事業者が買取りに応じた場合には、各事業者への売却予定日、売却見込額が確認できる書類
- (3) 1事業者のみが買取りに応じた場合には、1者買取報告書

2 補償対象事業者は、変動型又はハイブリッド型のリース料を採用している場合には、前項の通知に際して、様式第14による稼働結果報告書に実際の稼働量や単価、支払期ごとのリース料を把握できる資料（支払期ごとのリース料に係る請求書やその根拠資料等）を添付してG I Oに送付するものとする。

3 補償対象事業者が、リース対象物件をリース先に売却した場合、リース対象物件を売却せず、リース先又はそれ以外の事業者にリースした場合、又はリース対象物件を売却せず、リース期間終了後の翌日から起算して2年又は令和22年3月31日を経過した場合には、様式第15による売却等報告書をG I Oに提出するものとする。

4 G I Oは、以下に掲げる場合には、補償対象事業者に対して、1ヶ月間の予告期間を設けて様式第16による先端低炭素設備導入支援契約終了通知書を送付することにより、先端低炭素設備導入支援契約を終了するものとする。

- (1) リース対象物件の売却価額が見積残存価額を上回る場合
- (2) 変動型又はハイブリッド型において、リース対象物件の売却価額と変動リースに係る上振れ金額の合計額が見積残存価額を上回る場合

(補償金の額の確定等)

第18条 補償対象事業者は、第15条に定める場合において、別表3に定める計算方法に基づき計算された損失額又はリース対象物件の取得価額（消費税・地方消費税分は含まない。）に5%を乗じた金額のいずれか少ない金額を限度に、G I Oに対し、様式第

- 17による補償金請求書を送付することにより、補償金の支払い請求を行うことができる。
- 2 GIOは、前項の請求を受けた場合は、速やかに当該請求に係る審査及び必要に応じて現地調査等を行い、支払うべき補償金の額を確定し、補償対象事業者に通知する。
 - 3 補償対象事業者は、前項の審査のためGIOが必要と認める書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(補償金の支払)

第19条 GIOは、前条第2項の規定により補償金を支払うものとする。

- 2 補償金のGIOによる支払いは、先端低炭素設備導入支援契約で指定する補償対象事業者の口座に対し、行うものとする。
- 3 補償対象事業者は、補償金を受領したときは、直ちに領収書をGIOに送付するものとする。

(補償金支払請求権の残存期間等)

第20条 補償対象事業者は、第18条第1項及び先端低炭素設備導入支援契約の規定により補償金を請求すべきときから2年を経過した後は、GIOに対し補償金の支払い請求をすることができないものとする。

- 2 補償対象事業者のGIOに対する補償金支払請求権は、前項に定める期間を経過した後は、補償対象事業者が期間内に請求を行わないことについての理由にかかわらず、また、GIOによる援用を待たずに当然に消滅するものとする。

(免責等)

第21条 GIOは、次の各号に該当するときは、補償対象事業者に対する損失補填の履行につき、その全部又は一部の責を免れるものとし、また、既に損失補填を履行している場合には、補償金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

- (1) 補償対象事業者が、故意又は重大な過失により見積残存価額を下回る金額でリース対象物件を売却した場合。
 - (2) 偽りその他不正の手段によって、補償対象事業者が損失補填を受けた場合。
 - (3) 補償対象事業者が事務取扱要領及び先端低炭素設備導入支援契約の条項に違反した場合。
- 2 前条又は前項の規定に基づき、GIOが損失補填の履行義務を免れる場合又は補償金の返還を受ける場合であっても、GIOは、当該損失補填に係る先端低炭素設備導入支援契約につき、補償対象事業者から既に収納した補償料を返還する義務を負わないものとする。

(先端低炭素設備導入支援契約に係る契約上の地位の承継)

第22条 補償対象事業者は、相続、法人の合併又は分割等により先端低炭素設備導入支援契約の当事者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下、「承

継者」という。)が当該先端低炭素設備導入支援契約に係る契約上の地位を承継しようとするときは、様式第18による承継承認申請書をあらかじめG I Oに提出するものとする。G I Oは、承継承認申請書の提出をもって、承継者が先端低炭素設備導入支援契約に係る変更前の当事者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(先端低炭素設備導入支援契約の取消し等)

第23条 G I Oは、既に締結した先端低炭素設備導入支援契約の取消しの申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、既に締結した先端低炭素設備導入支援契約を一方的に取消し、又は変更することができる。

- (1) 補償対象事業者が、法令又は本事務取扱要領に基づくG I Oの処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補償対象事業者が、先端低炭素設備導入支援契約及びその対象となるリース契約に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。
- (3) 補償対象事業者又はリース先において、先端低炭素設備導入支援契約の締結に際して、偽りその他不正があった場合
- (4) 補償対象事業者がリース先との間で締結したリース契約が第3条第7号の要件を満たさなくなった場合(ただし、変動型又はハイブリッド型については、リース契約開始時点までを除き、その期間中において第3条第7号二の要件を満たし続ける必要はない。)
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、先端低炭素設備導入支援契約の締結後生じた事情の変更等により、先端低炭素設備導入支援契約の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- (6) 補償対象事業者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき。
- (7) 補償対象事業者が、リース先との間で締結したリース契約を令和6年3月31日までの期間に開始できなかったとき。さらに、分割検収によりリース開始日が複数存在する場合は、全てのリースを令和6年3月31日までに開始できなかったとき。

2 G I Oは、前項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補償対象事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定に基づき、G I Oが先端低炭素設備導入支援契約を取り消した場合であっても、G I Oは、当該先端低炭素設備導入支援契約につき、補償対象事業者から既に収納した補償料を返還する義務を負わないものとする。

(債権譲渡の禁止)

第24条 補償対象事業者は、第18条第1項及び先端低炭素設備導入支援契約に基づく補償金支払請求権の全部又は一部を、G I Oに断りなく第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業概況の報告)

- 第25条 補償対象事業者は、G I Oによる本事業に関する調査について、協力することとし、調査項目について報告しなければならない。
- 2 G I Oは募集期間の終了後、第1項に基づき補償対象事業者から報告のあった事業概況等本事業に関しての取りまとめを行い、かつ本事業の総括を行ったうえで報告書にまとめて経済産業省に報告するものとする。
- 3 G I Oは、経済産業省が必要と認めるときは、第2項の報告に先だって、第三者委員会へ報告するものとする。

(事業内容の中間の確認等)

- 第26条 G I Oが必要と認めるときは、経済産業省職員が現地調査等を行うことができるものとし、補償対象事業者は、これに応じなければならない。

(リース先の会計監査人による問い合わせ)

- 第27条 リース先の会計監査人は、リース先の監査に際し、先端低炭素設備導入支援契約の対象となるリース契約に係る監査に必要な範囲内において、実施要領第3の5.(6)に基づきリース先に送付される審査結果通知書、第4条で定める書類又は第6条で定める書類の内容について、G I Oに問い合わせをすることができる。
- 2 G I Oは、前項の問い合わせを受けた場合には、必要に応じて第三者委員会の委員に確認をすることができる。

(セキュリティ対策)

- 第28条 G I Oは、本事業の実施に伴う一連の書類や電子媒体の扱いに際し、セキュリティ対策を講じた安全な環境を用意する義務がある。

(守秘義務)

- 第29条 G I Oは、本事業に関しリース事業者、リース先及びリース対象物件の製造事業者から得た情報については善良なる管理者としての注意義務をもって管理し、リース事業者、リース先及びリース対象物件の製造事業者の承諾なしに第三者に対して開示してはならない。ただし、開示の時点で公知となっており、又は本事務取扱要領に違反することなく開示後に公知となった情報、開示の時点ですでに保有していた情報、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報(例えば本事業における実績)、法律又は裁判所、主務省、会計検査院その他の行政機関又はその他の公的機関の規則又は命令等に基づき開示を求められた情報を除く。

(当該事業での実績がある企業については本事業の普及の観点及び国民への情報開示のためにホームページへの普及のために必要な事項の掲載、基金シートへの記載事項については情報の開示を行うこと。)

(その他の必要な事項)

第30条 先端低炭素設備導入支援契約を締結し、当該契約に基づき損失補填を行う際の手続等に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、G I Oが別に定める。また、各提出書類の様式についてはG I Oが定める前に経済産業省と協議を行うこと。

附 則

この要領は、令和3年3月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月16日から施行する。ただし、改正前に締結された契約に係る手続については、なお従前の例による。

別表1

不支給要件
①経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者
②次のいずれかに該当するリース事業者又は事業者 イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所 ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所 ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所 ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所 ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所 ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所 ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所 チ イからニまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

別表 2

補償料の計算方法
①第 1 2 条で定める場合 補償料＝リース対象物件の取得価額（消費税・地方消費税分を除く）× 5 % × 0. 1 4 %
②第 1 4 条で定める場合（先端低炭素設備導入支援契約を解約した場合） 返還すべき補償料＝①により算出される補償料
③第 1 4 条で定める場合（第 9 条第 2 項で定める場合） 返還すべき補償料 ＝一部解約の対象となったリース対象物件の取得時の価額（消費税・地方消費税分を除く）× 5 % × 0. 1 4 %

別表 3

損失額の計算方法
<p>①リース対象物件が全て売却された場合</p> <p>(i) 固定型</p> <p>損失額</p> $= (\text{見積残存価額} - \text{売却価額 (消費税・地方消費税分を除く)}) \times 1/2$ <p>(ii) 変動型又はハイブリッド型</p> <p>イ 実際の稼働量に基づき回収したリース料 ≤ 当初の合理的な想定稼働量に基づくリース料</p> <p>損失額</p> $= (\text{見積残存価額} - \text{売却価額 (消費税・地方消費税分を除く)}) \times 1/2$ <p>ロ 実際の稼働量に基づき回収したリース料 > 当初の合理的な想定稼働量に基づくリース料</p> <p>損失額</p> $= (\text{見積残存価額} - \text{売却価額 (消費税・地方消費税分を除く)} - \text{変動リースに係る上振れ金額}) \times 1/2$ <p>※ 値が0以下となった場合には、損失補填の対象外。</p>
<p>②リース対象物件の一部しか売却できなかった場合</p> <p>(i) 固定型</p> <p>損失額</p> $= (\text{売却できたリース対象物件に係る見積残存価額} - \text{売却価額 (消費税・地方消費税分を除く)}) \times 1/2$ <p>(ii) 変動型又はハイブリッド型</p> <p>イ 実際の稼働量に基づき回収したリース料 ≤ 当初の合理的な想定稼働量に基づくリース料</p> <p>損失額</p> $= (\text{売却できたリース対象物件に係る見積残存価額} - \text{売却価額 (消費税・地方消費税分を除く)}) \times 1/2$ <p>ロ 実際の稼働量に基づき回収したリース料 > 当初の合理的な想定稼働量に基づくリース料</p> <p>損失額</p> $= (\text{売却できたリース対象物件に係る見積残存価額} - \text{売却価額 (消費税・地方消費税分を除く)} - \text{変動リースに係る上振れ金額}) \times 1/2$ <p>※ 値が0以下となった場合には、損失補填の対象外。</p>

(様式第1)

年 月 日

先端低炭素設備導入支援契約締結申込書

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

先端低炭素設備導入促進補償制度事務取扱要領第4条の規定に基づき、先端低炭素設備導入促進補償制度事務取扱要領別表1の不支給要件に該当しないことを確認の上、下記の通り、先端低炭素設備導入支援契約の締結の申込を行います。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 申込者情報

社名			
代表者 役職・氏名			
担当者 役職・氏名			
連絡先	Tel	Fax	
	E-mail		
本社所在地			
設立年月日	西暦 年 月 日	リース開始予定年月 日	西暦 年 月 日
資本金	千円	従業員数	人

主要株主・出資比率	
-----------	--

2. リース予定先情報

社名			
代表者 役職・氏名			
担当者 役職・氏名			
連絡先	Tel	Fax	
	E-mail		
本社所在地			
設立年月日	西暦 年 月 日	リース開始予定年月 日	西暦 年 月 日
資本金	千円	従業員数	人
業種	<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」ではない。		
事業内容			
主要株主・出資比率			

3. 申込みを希望する先端低炭素設備導入支援契約

申込みを希望する先端低炭素設備導入支援契約は添付の通りです。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

(様式第2)

年 月 日

先端低炭素設備導入計画書

1. 設備等の概要

設備等の名称	
設備等の型式	
設備等の内容※	
製造年月	年 月
納入年月	年 月 (予定日を記入すること)
設置場所	(事業所名)
	(所在地)
購入単価※※	
数量※※※	
合計金額※※	

※ 設備等の名称や型式の変更は先端低炭素設備導入支援契約の解約事由ではないが、リース契約の開始までに設備等の内容に変更があり、変更前後で導入しようとする設備等に同質性がないと判断される場合には、同契約を解約することになる点に留意すること。

※※ 消費税及び地方消費税分を除く金額を円単位で記入。

※※※ 複数の機械を導入する場合であっても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」上、例えばそれが「●●工業用設備」に該当し、同省令上一つの設備として耐用年数が定められている場合には、数量は「1」とする。

2. 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」における設備分類等と耐用年数

設備分類	(例) 機械及び装置
上記設備分類内の用途又は細目	(例) ●●工業用設備
耐用年数	

3. 経済的耐用年数

経済的耐用年数※	
2. の耐用年数と経済的耐用年数が異なる場合には、その理由。同じ場合には、両者に著しい相違がないことの事情※	

※を記載。	
-------	--

※ 2. の耐用年数と経済的耐用年数が同じ場合には、「2. の耐用年数と同様」と記載。

※※ 例えば、「法定耐用年数を経済的使用可能予測期間としている」旨を記載。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

【別添】

先端低炭素設備に係る説明資料

1. 先端性 *確認欄のいずれかにレ点を付す。

確認欄	項目
	製造機器メーカー等の最新のカタログに掲載されているもの（又はそれをベースにカスタマイズしたもの）であって、資源生産性（エネルギー消費量あたりのサービス量）が1%以上改善されているもの
	製造機器メーカー等の最新のカタログに掲載されていないものであっても、「最新モデル」*1であって、当該設備の前モデル、類似モデル又は代替モデルと比較して、生産効率や精度、エネルギー効率その他の性能などにより資源生産性（エネルギー消費量あたりのサービス量）が1%以上改善されているもの*2

- *1 ①販売以降、当該設備より新しい同種同用途のモデルは販売されていない又は②販売開始年度が取得等をする年度及びその前年度であるモデルを意味する。
- *2 ただし、比較の対象となる設備等が販売されていない場合にあっては、「最新モデル」の要件を満たし、かつ資源生産性が1%以上向上することを説明すること
- *3 審査の必要に応じてカタログまたは説明文書を提出する。

2. 将来価格の変動関係 *確認欄のいずれかにレ点を付す。

- ・ 導入しようとする「先端低炭素設備」の使用開始日の時点において、使用期間の満了後におけるその価格の合理的な予測が困難」な事情。

確認欄	項目
	先端設備であり、現時点において、中古市場がないため。
	その他（具体的に記載）

3. エネルギー環境適合製品 *確認欄にレ点を付す。

確認欄	項目
	エネルギー環境適合製品に該当する。 告示基準に定める設備名：

(様式第3)

リース契約概要書

契約予定日 / 契約日	年 月 日
契約期間	年 月 ~ 年 月
支払回数	回
物件の経済耐用年数/法定耐用年数	年/ 年
使用開始(借受)予定日 / 使用開始(借受)日	年 月 日
リース料総額(消費税・地方消費税分除く)	円
うち固定資産税等諸税、損害保険料及び手数料	円
見積残存価額(消費税・地方消費税分除く)	円
計算利率	%
リース料総額の現在価値	円
<input type="checkbox"/> 所有権がリース先に移転しないリース取引である。	
リース料が以下のいずれかである。	
<input type="checkbox"/> 固定型 <input type="checkbox"/> 変動型 <input type="checkbox"/> ハイブリッド型	
<input type="checkbox"/> リース料の総額が300万円超の契約である。	
<input type="checkbox"/> リース料の総額の現在価値が、リース対象物件の取得価額の90%未満であること。	
<input type="checkbox"/> 計算利率が不当に過大でないこと。	
<input type="checkbox"/> リース期間が、リース対象物件の経済的耐用年数又は法定耐用年数の75%未満であること。	
<input type="checkbox"/> リース期間が1年以上15年以内の契約である。	
<input type="checkbox"/> 日本円建ての契約であること。	
<input type="checkbox"/> 先端低炭素設備をリースにより導入するための契約であること。	
<input type="checkbox"/> 日本国外において先端低炭素設備を設置する契約でないこと。	
<input type="checkbox"/> 中古品の先端低炭素設備をリースにより導入するための契約でないこと。	
<input type="checkbox"/> 申込みの時点で、再リース、買取りによる継続利用の意思が明らかでないこと。	
<input type="checkbox"/> 令和3年3月29日から令和4年3月31日までの期間に締結されたリース契約であること。	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること

【別添2】

継続利用に係る宣誓書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

私（当社）は、先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第4条第1項に基づき、
年 月 日付
が申し込もうとする先端低炭素設備導入支援契約の対象となるリース契約の締結の時点においては、リース対象物件のリース期間終了後の処分方法について、再リース・買取りによる継続利用を決定していない又は決定することが確実となっていない旨、宣誓致します。

年 月 日

住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

【別添3】

計算利率の水準について

1. 計算利率

- ※ 「計算利率」は、ワークシートにおいて算出された計算利率を記入。
- ※ 「上記利率の水準の比較対象となる参考値の内容」については、例えば、申請時点における長期プライムレート、類似の取引（社内における類似の格付け・年限のリース案件等）における計算利率、類似格付け・年限の社債の利率や社内金利など、計算利率の水準の比較対象となる利率の内容を記載すること。

計算利率	%
上記利率の水準の比較対象となる参考値の内容	<p>(例1) 長期プライムレート (●年●月●日時点)</p> <p>(例2) 類似取引における計算利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ●年●月●日にリース開始。 ・ ●●業を営む事業者に対するファイナンスリース。 ・ 社内格付けは●●。 ・ リース期間は●ヶ月。 ・ リース対象物件の内容は・・・。 ・ リース対象物件の取得金額は●●円。 ・ リース料総額は●●円 <p>(例3) 類似格付け・年限案件に対する社内金利</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社内格付けは●●。 ・ 年限は●●。
上記利率の水準の比較対象となる参考値	%

2. 計算利率が参考値を大きく上回る場合の取扱い

- ※ 「計算利率」が「上記利率の比較対象となる参考値」を大きく上回るとG I O又は第三者委員会が認めた場合には、G I O又は第三者委員会は、申込者又は補償対象事業者に対し、先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第3条第7号ホで定める「計算利率が不当に過大でないこと。」の説明として、上回った背景・考え方（自社における調達金利の水準、上乘せすべきリスクやコストの内容とそれを金利に反映した場合の水準等を説明すること）について説明を求め、また関係する資料の徴求をすることができるものとする。

(様式第4)

年 月 日

稼働計画書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

住所

氏名 法人の名称

代表者の役職・氏名

今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

1. 稼働量の単位

※リース料を決定する稼働量の単位（例えば、リース対象物件の稼働時間、その使用によって得られる生産量、生産された部素材を組み込んだ最終製品の販売に基づく売上等）を記入。

稼働量等の単位	
---------	--

2. 稼働量の把握の方法等

※稼働量の具体的な把握の方法、頻度、確認主体を記載すること。

--

3. リース契約期間中の稼働量の推移の計画

※リース契約期間中の稼働量の推移を表形式で記載のこと。原則、リース料の支払時期ごとに稼働量を明示すること。ただし、稼働量の算出を年単位で行い、当該稼働量をベースに年単位のリース料を算出し、これを支払時期ごとに案分して支払時期ごとのリース料を算出している場合には、年単位で稼働量等を明示すれば足りる。

※表の書式は自由。エクセル等で表を作成し、それを張り付けることでも可。

※リース対象物件の稼働量の推移については、例えば、過去の稼働量の実績が把握できるものについては、過去の一定期間における実際の稼働量の平均値にこれまでの趨勢を踏まえた一定又は逡増・逡減する成長率の仮定をおいて見積もることとし、過去の稼働量の実績の把握が困難なものについては、将来市場予測に基づきリース契約期間中の見込生産数量等を見積もるなど、一定の根拠をもってリース料の支払時期ごとの稼働量を見積もること。なお、リース対象物件の導入に係る稟議書等、既存の社内決裁文書においてリース契約期間中の稼働量の推移の見積りがなされている場合には、当該数

値を用いることも可能。

4. 稼働量に基づくリース料の算式とリース料の推移の計画

(1) リース料の算式

※稼働量に乗じる単価の金額を明示する等、3. の稼働量の推移の数字と合わせて(2)のリース料の推移の数字が算出できるための数字も記載すること。

リース料の算式	
---------	--

(2) リース料の推移の計画

※リース契約期間中のリース料の推移を表形式で記載のこと。原則、リース料の支払時期ごとにリース料を明示すること。ただし、3. において稼働量等の推移を年単位で記載している場合には、年単位での記載で足りる。

※表の書式は自由。エクセル等で表を作成し、それを張り付けることでも可。

5. 稼働量の推移の計画についての社内承認

※稼働量の推移の計画について、本件リースにより先端低炭素設備を導入する事業者の適切な社内承認（当該稼働量の推移の計画作成について責任を負う者（事業部長等、会社の代表権を有する者以外の者を含む）の承認を得たもの）が得られていることを示す書類の名称を記載の上、当該書類の写しを添付のこと。

書類の名称	決裁者

6. 稼働量の推移の背景事情について

※稼働量の推移の根拠・背景となる考え方について、過去の実績その他の企業の内部要因や経営環境などの企業の外部要因に関する情報等を踏まえつつ具体的に記入。なお、5. の書類の添付資料等に稼働量の推移の根拠・背景事情が記載されている場合には、その内容を分かりやすく記載のこと。

--

(様式第5)

年 月 日

リース契約変更報告書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

下記の点について、リース先とのリース契約を変更致しましたので、先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第9条第1項の規定に基づき、通知いたします。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- リース期間を変更
- 月額リース料・年額リース料を変更
- 見積残存価額を変更

(変動型又はハイブリッド型のリース料を採用している場合)

- 変動リース料の算式を変更
- 同要領第3条第7号ロ②に定めるリース契約の見直し条項に基づく変更

(様式第6)

年 月 日

リース契約一部解約報告書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

リース先とのリース契約につき、一部解約に基づく変更を致しましたので、先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第9条第2項の規定に基づき、下記の通り通知いたします。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 一部解約事由

事由

2. 一部解約後のリース契約の概要

リース料総額※、※ ※	
見積残存価額※	

※ 消費税及び地方消費税分を除く金額を円単位で記入。

※※ 既に収受したリース料を含めた金額を記載すること。

3. 一部解約の対象となったリース対象物件の内容等

設備等の名称	
設備等の内容	
物件金額※、※※	
見積残存価額※	

※ 消費税及び地方消費税分を除く金額を円単位で記入。

※※ リース契約開始時点までに確定した、一部解約の対象となったリース対象物件の取得時の価額を記載すること。

4. 残存するリース契約の対象物件の内容等

設備等の名称	
設備等の内容	
物件金額※、※※	
見積残存価額※	

※ 消費税及び地方消費税分を除く金額を円単位で記入。

※※ リース契約開始時点までに確定した、残存するリース契約の対象物件の取得時の価額を記載すること。

(様式第7)

年 月 日

リース契約当事者変更報告書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

リース先とのリース契約につき、リース先の変更に基づく変更を致しましたので、先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第9条第3項の規定に基づき、下記の通り通知いたします。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. リース先が変更となった理由

※ 合併等の組織再編等、リース先が変更となった理由・背景について記載のこと。

--

2. リース対象物件の設置場所等

※ リース先の変更に伴い、リース対象物件の設置場所も変更した場合には、変更後の設置場所を記入すること。変更がない場合には、「設置場所 (所在地)」欄に「変更無し」と記載のこと。

設備等の名称	
利用開始年月	年 月 (予定日でも可)
設置場所	(事業所名)
	(所在地)

3. 新たなリース先の情報

社 名			
代 表 者 役職・氏名			
担 当 者 役職・氏名			
連 絡 先	Tel	Fax	
	E-mail		
本社所在地			
設立年月日	西暦 年 月 日	リース開始予定年月 日	西暦 年 月 日
資 本 金	千円	従業員数	人
業 種	<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」ではない。		
事業内容			
主要株主・出資比率			

(様式第8)

年 月 日

リース契約終了報告書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

下記の事由に基づき、リース先とのリース契約を終了致しましたので、先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第10条第1項の規定に基づき、通知いたします。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

- 対象物件の滅失
- リース先との解約合意
- その他

()

(様式第9)

年 月 日

事故等通知書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

下記の通り、事故等が発生いたしましたので、先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第11条第1項の規定に基づき、通知いたします。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 事故等の発生者

- リース先
- 補償対象事業者

2. 事故事由等

- 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の申立て
- 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立て
- 破産法（平成16年法律第75号）第19条の規定による破産の申立て
- 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- 手形不渡又は手形交換所の取引停止処分
- リース先に対する補償対象事業者による以下の措置
 - リース契約の解除
 - リース料全額の期限の利益の喪失
 - リース対象物件の引上げ（リース契約の継続を前提とした一時的な引上げを除き、リース物件の製造業者、販売業者による引上げを含む。）

(様式第10)

年 月 日

補償料決定通知書

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 　あて

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 名

年 月 日付けで承諾いたしました先端低炭素設備導入支援契約(第 号)
に係る補償料につきましては、総額 円となりますので、先端低炭素設備導入
促進補償制度推進事業事務取扱要領第13条第1項の規定に基づき、通知いたします。

当該補償料につきましては、 月 日までに「補償料送金通知書」とあわせ所定の
口座にご送金頂きますよう、宜しくお願い致します。

(様式第 1 1)

年 月 日

補償料送金通知書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

貴団体より通知のありました補償料について、下記のとおり送金致しましたので報告致します。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 送金日 年 月 日
2. 送金先 銀行 本店・支店 (支店)
3. 口座番号
4. 補償料金額 円

(様式第12)

年 月 日

1 者買取報告書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第16条第2項の規定に基づき、下記の通り報告致します。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 当初設定した見積残存価額と実際の売却価額

当初設定した見積残存価額	円
実際の売却価額	円

2. 複数者への売却提案期間とその理由

※ホームページにおける売却提案の場合には、「売却提案期間」欄にはその掲載期間を記載するとともに、該当ホームページの写しを添付のこと。

売却提案期間	
理由	

3. 売却提案をした他社等に関する情報

※ホームページにおける売却提案の場合には、下記ボックスにチェックを入れること。

ホームページによる売却提案である。

※ホームページにおける売却提案の場合で、応募がなかった場合には、次頁表に

については特段の記載不要。

※欄が足りない場合は、適宜次頁表をコピーの上、記載のこと。

社名	
代表者 役職・氏名	
担当者 役職・氏名	
連絡先	Tel E-mail Fax
本社所在地	
業種	<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」ではない。

社名	
代表者 役職・氏名	
担当者 役職・氏名	
連絡先	Tel E-mail Fax
本社所在地	
業種	<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」ではない。

4. 買取りを申し出た者が1者のみであった理由

※買取りを申し出た者によるリース対象物件の利用方法（見込み）も記載のこと。

理由

--

5. 1. の売却価額となった背景

※原則、類似製品（新品、中古品）の価額を参照しながら、売却価額が当該価額を下回る場合には、その根拠となる事情について詳細に説明すること。例外的に、参照できる価額がない場合には、当初の見積残存価額との乖離の原因を説明の上、当該売却価額によらざるを得ない背景事情を詳細に説明すること。

※廃棄事業者を利用した場合には、リース契約期間終了後の翌日から起算して2年以内かつ令和22年3月31日までという期間がある中であって、売却先が見つからず、廃棄事業者を利用せざるを得なかった事情について、詳細に説明すること。その際、廃棄事業者を利用したタイミングについて、何故そのタイミングなのか（残りの期間を利用して売却先を見つけるより、廃棄事業者を利用することを決定した背景事情）についても説明すること。

背景

(様式第13)

年 月 日

売却価額通知書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第16条第1項の規定に基づき、リース対象物件を売却致しましたので、同事務取扱要領第17条第1項の規定に基づき、下記の通り通知いたします。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 売却価額等

当初設定した見積残存価額	円
実際の売却価額	円

※消費税・地方消費税分を除いた金額を記載。

2. 売却先の情報

社名			
代表者 役職・氏名			
担当者 役職・氏名			
連絡先	Tel	Fax	
	E-mail		
本社所在地			
設立年月日	西暦 年 月 日		
資本金	千円	従業員数	人
業種	<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務		

	受託営業」ではない。
事業内容	
主要株主・出資比率	

3. 複数者への売却提案期間とその理由

※ホームページにおける売却提案の場合には、「売却提案期間」欄にはその掲載期間を記載するとともに、該当ホームページの写しを添付のこと。

※「1者買取報告書」に既に記載している場合には、「理由」欄に「1者買取報告書に記載」と記載すれば足りる。

売却提案期間	
理由	

4. 他者への売却見込額

※売却見込額は、消費税・地方消費税を除いた金額を記載。

※欄が足りない場合は、適宜下記表をコピーの上、記載のこと。

社名	
代表者 役職・氏名	
担当者 役職・氏名	
連絡先	Tel E-mail Fax
本社所在地	
業種	<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」ではない。
売却見込額	円

社名	
代表者 役職・氏名	
担当者 役職・氏名	

連 絡 先	Tel E-mail Fax
本社所在地	
業 種	<input type="checkbox"/> 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」ではない。
売却見込額	円

(様式第14)

年 月 日

稼働結果報告書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第17条第2項の規定に基づき、下記の通り通知いたします。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 稼働量の単位

※リース料を決定する稼働量の単位（例えば、リース対象物件の稼働時間、その使用によって得られる生産量、生産された部素材を組み込んだ最終製品の販売に基づく売上等）を記入。

稼働量等の単位	
---------	--

2. リース契約期間中の稼働量の推移の実績

※リース契約期間中の稼働量の推移を表形式で記載のこと。リース料の支払時期ごとに稼働量を明示すること。

※表の書式は自由。エクセル等で表を作成し、それを張り付けることでも可。

3. 稼働量に基づくリース料の算式とリース料の推移の実績

(1) リース料の算式

※稼働量に乗じる単価の金額を明示する等、2. の稼働量の推移の数字と合わせて(2)のリース料の推移の数字が算出できるための数字も記載すること。

リース料の算式	
---------	--

(2) リース料の推移の実績

※リース契約期間中のリース料の推移を表形式で記載のこと。リース料の支払時期ごとにリース料を明示すること。

※表の書式は自由。エクセル等で表を作成し、それを張り付けることでも可。

(3) リース料総額

※ハイブリッド型の場合には、固定部分のリース料も含めること。

※円単位で記入。消費税・地方消費税分は除く。

当初の合理的な想定稼働量に基づくリース料総額	円
実際の稼働量に基づき回収したリース料総額	円

(様式第15)

年 月 日

売却等報告書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第17条第3項の規定に基づき、下記の通り通知いたします。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

リース対象物件をリース先に売却致しました。

リース対象物件をリース先にリース致しました。

リース対象物件をリース先以外の事業者にリース致しました。

リース対象物件を売却せず、リース期間終了後の翌日から起算して2年又は令和2年3月31日が経過致しました。

(様式第16)

年 月 日

先端低炭素設備導入支援契約終了通知書

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 　あて

一般社団法人低炭素投資促進機構
理事長 　名

年 月 日付けで承諾いたしました先端低炭素設備導入支援契約(第 号)に
ついて、年 月 日をもって終了することと致しましたので、先端低炭素設備導入
促進補償制度推進事業事務取扱要領第17条第4項の規定に基づき、通知いたします。

(様式第 17)

年 月 日

補償金請求書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第 18 条第 1 項及び先端低炭素設備導入支援契約に基づき、下記の通り補償金の請求を致します。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

当初設定した見積残存価額… (A)	円
実際の売却価額… (B)	円
変動リースに係る上振れ金額… (C) ※	円
$(A - B - C) \times 1/2$ … (D) ※	円

リース対象物件の取得価額… (E)	円
$(E) \times 5\%$ … (F)	円

補償金請求額 = (D) 又は (F) のいずれか小さい額	円
----------------------------------	---

※ 固定型のリース料を採用している場合には、(C) については「0 円」とする。

(様式第18)

年 月 日

承継承認申請書

一般社団法人低炭素投資促進機構 理事長 殿

補償対象事業者 承諾番号
住所
氏名 法人の名称
代表者の役職・氏名

年 月 日付けで承諾頂きました先端低炭素設備導入支援契約(第 号)について、先端低炭素設備導入促進補償制度推進事業事務取扱要領第22条の規定に基づき、先端低炭素設備導入支援契約に係る契約上の地位を承継したいので、下記の通り申請致します。

尚、今回提出する申請書類の記載内容は真正であり、仮に記載内容に関する虚偽が判明したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 承継前の補償対象事業者の情報

社名			
代表者 役職・氏名			
担当者 役職・氏名			
連絡先	Tel	Fax	
	E-mail		
本社所在地			
設立年月日	西暦 年 月 日	リース開始予定年月 日	西暦 年 月 日
資本金	千円	従業員数	人
主要株主・出資比率			

2. 承継後の補償対象事業者の情報

社名			
代表者 役職・氏名			
担当者 役職・氏名			
連絡先	Tel	Fax	
	E-mail		
本社所在地			
設立年月日	西暦 年 月 日	リース開始予定年月 日	西暦 年 月 日
資本金	千円	従業員数	人
主要株主・出資比率			

3. 承継理由

理由

4. 先端低炭素設備導入支援契約の対象となっているリース契約の情報

契約日	年 月 日
契約期間	年 月 ~ 年 月
支払回数	回
物件の経済耐用年数／法定耐用年数	年／ 年
使用開始（借受）日	年 月 日
リース料総額（消費税・地方消費税分除く）	円
うち固定資産税等諸税、損害保険料及び手数料	円
見積残存価額（消費税・地方消費税分除く）	円

計算利率	%
リース料総額の現在価値	円
リース対象物件の取得価額	円